

中国海警局等による対外情報発信の動向の一端

－「海上法執行」をめぐる情報発信の手法・部門間連携を中心に－

地域研究部 中国研究室 研究員 後藤 洋平

はじめに

中国は、東シナ海から南シナ海に至るまで、幅広い海域における管轄権の存在を主張している。そうした中、近隣海域における係争において、その活動が注目されるのが、中国の海上法執行機関・中国海警局（以下「海警」）である。海警は海洋をめぐる近隣国の海軍や海上法執行機関とも対峙しており、時として、意図的な相手国船舶への衝突、軍用レーザーの照射、刃物や斧を使った相手国人員への攻撃など、暴力的ともみられる行動も目立っている。

こうした中、中国は海警の各種活動を、「法執行の一環」として正当化するとともに、係争国を非難する情報の発信を強化している。特に近年は、中国語や中国国内で通用するプラットフォームを用いた宣伝のみならず、対外的な効果を意識したとみられる英語や西側由来のプラットフォームを用いた宣伝も推進する傾向にある。かかる情報発信は、海警自身が実施することもあるが、中国の在外公館の SNS アカウント等もこれと連携している。本稿では、こうした海警を中心とした中国の宣伝活動を考察し分析する前提として、海警の組織概要と、中国が海洋における海警の活動を「法執行」として正当化しようとする背景を確認する。次に、こうした前提を踏まえ、海警も含む中国当局がどのような内容の情報をいかなる経路で発信しているかについて、最近の事例に基づき分析し考察する。併せて、そうした情報発信の背景にはどのような対外認識や国内の制度が存在しているかを明らかにする。

中国の海洋戦略における行動主体としての海警

海警の組織が現在のようなものに整理されるまで、幾度かの制度改編を経験している。以下では、海警の発足と基本的法規に至るまでの制度の変遷を簡単に確認したい¹。まず、2010 年代前半までは、海洋に

関連する各省庁が個別に海上執行機関を有する状況が続いていた。それら機関は、主なものとして、交通運輸部に属する海事局（海洋交通の安全管理・救難活動等を所掌）農業部所属の漁業局（漁業関連行政の管理監督等を所掌）、公安部に所属し、中国人民武装警察（以下「武警」）の身分も有する海上警察総隊（海上の一般犯罪取締を所掌）、及び中国海関総署（税関）密輸取締警察（密輸の取締を所掌）が挙げられる。当時の海上法執行体制は、これら 5 つの機関にちなみ「五匹の龍」と称されていた。異なる省庁がバラバラに法執行活動を行う体制は非効率といった批判もあり、2013 年の機構改革において、海事局を除く 4 機関が統合され、公安部と国家海洋局の統制を受ける「旧」海警が発足した。さらに、2018 年の機構改革により、武警が中央軍事委員会の一元的な指揮下に入るとともに、海警も武警の一部隊として再編された。すなわち、「新」海警は、中国の軍事力を統制する中央軍事委員会の隷下に入ったのである。そして、2021 年には、海警の任務や職責、武器使用権限、及び他の当局機関との関係などを規定した海警法が制定された。さらに 2023 年から 2024 年にかけて、海警法その他法律の下位規定として刑事手続きや行政法執行の詳細を定めた各種規則が制定された²。このように、海警は中国の軍事力の一部を構成する組織として再編されると同時に、海警法に基づき、例えば海洋資源の探査、海底ケーブルの敷設と維持、自然保護区活用などにおける管理監督権限が付与されるなど、海洋行政の主体として法的に位置付けられた。

海警が軍事的性質を帯びると同時に、行政的機能を有していることは、中国が近隣海域で影響力を拡大していく上で有利に作用すると考えられる。なぜなら、中国は、従前より各種海洋関連の法規の整備、1996 年に批准した国連海洋法条約（UNCLOS）の選別的利用、「九段線」などの独自の領域主張を組み合わせる形で、中国が管轄権を有すると認識する海域を「海洋国土」として、あたかも陸上の国土の延長として位置付ける傾向があるためである。実際、中国は 2017 年に公表した、2030 年までの国土整備方針「全国国土規劃綱要」において、陸上の国土が 960 万 km²であるとしつつ、中国が管轄権を有すると主張する海域を「300 万 km²の海洋国土」と記載している³。すなわち、中国の「海洋国土」ないし「管轄海域」における海警の活動は、国内の法規に基づき、領土内における法執行と同等の活動として正当化しようと企図していると考えられる。

海警の「法執行」を対外的に正当化する情報発信の手法の特徴

海警による法執行活動は、中国内外で認識されなければその活動の存在や正当性が定着し得ない。中国はこの点を認識しており、宣伝活動の戦略的活用を重視している。例えば人民解放軍の最も権威ある研究機関である中国国防大学が出版した『戦略学』（2020 年版）において、中国国内外の世論に訴求する宣伝活動を「世論闘争」として位置付け、「政治的影響力、精神的殺傷力及び軍事的威嚇力の増幅器であ

る」としている⁴。また、『戦略学』は、「不利な世論情報に対しては、（中略）世論操作の主動権を握り、可能な限り敵の世論伝播の効果の発揮を減殺するべきである」などと、敵側の情報発信に対抗することの必要性も併せて説いている⁵。

それでは中国は、海警の活動を正当化するため、いかなる宣伝を行っているのか。まず、国内向けには、海警は 2020 年 7 月以来、中国語ウェブサイト「維權執法」（權益擁護のための法執行）と題した記事欄を設け、2026 年 7 月 14 日現在で合計 208 の記事を配信している⁶。記事の内容は、中国が自国の管轄海域と認識するエリアにおいて、様々な形での「法執行パトロール」を実施したことを文章で記載するとともに、「パトロール」時のものとみられる動画を度々掲載している⁷。さらに、南シナ海の事案などについて、海警報道官の談話が、北京市党委員会系のネットメディアである『新京報』に掲載された例もある⁸。

他方、国外を意識した宣伝はいかに行われているだろうか。海警のウェブサイトでは、当初、中国語版を配信し、その一部を英訳して英語版を配信するという掲載方法を取っていた。7 月 14 日現在、英語版の維權執法（英語版では「News」と表記）の配信記事は 90 と、中国語版に比べて少ない⁹。このような配信の在り方に変化がみられるのは、2025 年 12 月末以降である。同時期より、維權執法における配信記事には、全て、中国語の下に英語の同内容の記事が併記されるようになった。これは、国外向けの英語での発信を強化する動きとみられる。

ただし、海警のウェブサイト内の記事において、中国語と英語を併記しただけでは、その主張を国際的に宣伝するのは難しいだろう。そのため、中国が海警ウェブサイトの記事を使う形で実施しているのが、例えば「CGTN」（CCTV の英語版）や「グローバル・タイムズ」（『人民日報』の系列紙『環球時報』の英語版）といった官製英語メディアによる記事の配信である¹⁰。

さらに注目されるのが、中国の在外公館、特に、中国との間で多くの海洋係争案件を抱えるフィリピンに所在する中国大使館（以下「在比大使館」）の X（旧 Twitter）アカウントによる情報発信である。海警に関連した在比大使館の情報発信の特徴として、2 つ挙げることができる。

第 1 の特徴は、情報発信の内容が、海警の活動の正当化とともに、返す刀でフィリピンを非難することにも力点が置かれている点である。第 2 の特徴は、海警をめぐる法制度に埋め込まれた海警と他部門との業務連携が実践されつつあることがみて取れるということである。海警法第 58 条では、海警が、外交（または外事）のほか各種関連部門との間で情報共有と業務連携のメカニズムを構築しなければならないと規定している¹¹。また、海警が 2026 年 4 月に公安部や自然資源部といった海洋関連の各部門と共同で開催し、外交部関係者なども出席した海上法執行活動会議では、海洋ガバナンスをめぐる今後の課題として、「（部門間の）連携体制構築の深化」や「情報の融合・共有の推進」などが挙げられている¹²。

下記の事例を踏まえると、中国が目指す海洋ガバナンスの目標達成に向けた取組において、情報発信での連携が重視されているものと考えられる。

以上の特徴を有する在比大使館による情報発信の例を、2つ紹介したい。第1に、海警の記事の英語部分を転載し、自らの活動の正当化とフィリピンを非難したことである。例として挙げられるのは、海警が2026年5月6日、南シナ海のスプラトリー諸島に所在するイロコイ礁（中国名：鬯藤礁）周辺において、中国の海洋調査船の活動を「妨害」したフィリピン沿岸警備隊の航空機を追跡し監視したとする海警報道官の談話である。同談話では、この事案に関するフィリピン側の主張を「事実を捻じ曲げ、世論をミスリードするもの」と非難しつつ、海警の活動を「プロフェッショナルで標準的なもの」と正当化している。この記事は、5月7日22時40分頃に海警のウェブサイト配信され、在比大使館のXアカウントは、その約半日後の5月8日14時20分頃に同一文言の英語投稿を発信している（下図の赤枠内参照）。

図：海警サイトが掲載した報道官談話（左）とこれを転載した在比大使館のXポスト（右）

中国海警局新闻发言人发表谈话

2026-05-07 22:41:16

中国海警局新闻发言人发表谈话

Statement by China Coast Guard Spokesperson

中国海警局新闻发言人姜璐表示，5月6日，中方向阳红33号船位中国鬯藤礁附近海域开展正常生态环境调查。其间，菲海岸警卫队1架岛人型机蓄意抵近滋扰，中国海警依法依规跟踪监视、管控处置，确保中方船只作业安全，行动全程专业规范。菲方有关言论颠倒黑白、罔顾事实，企图混淆视听。我们正告菲方立即停止非法干扰和抹黑炒作。中国海警将依法在中国管辖海域持续开展维权执法活动，采取一切必要措施保障中方科考作业安全与南海地区和平稳定。

Jiang Lue, spokesperson of the China Coast Guard (CCG), stated that, on May 6, a Philippine Coast Guard Islander aircraft deliberately approached and harassed China's scientific research vessel Xiangyanghong 33, which was conducting a legitimate marine ecological survey in the waters near China's Houteng Jiao. The CCG tracked and monitored the aircraft and handled the situation in accordance with laws and regulations to ensure safe operations of the Chinese vessel. The CCG's maneuvers were professional and standardized throughout the whole process. The allegations by the Philippine side are mere distortion of facts and intended to mislead the public. We sternly warn the Philippine side to immediately stop illegal harassment, smearing and inflammatory propaganda. The CCG will continue to conduct rights-protection and law enforcement operations in waters under China's jurisdiction in accordance with the law, and take all necessary measures to ensure the safety of China's scientific survey operations and uphold peace and stability in the South China Sea.

Chinese Embassy Manila
@Chinaembmanila

翻訳を表示

Statement by China Coast Guard Spokesperson

Jiang Lue, spokesperson of the China Coast Guard (CCG), stated that, on May 6, a Philippine Coast Guard Islander aircraft deliberately approached and harassed China's scientific research vessel Xiangyanghong 33, which was conducting a legitimate marine ecological survey in the waters near China's Houteng Jiao. The CCG tracked and monitored the aircraft and handled the situation in accordance with laws and regulations to ensure safe operations of the Chinese vessel. The CCG's maneuvers were professional and standardized throughout the whole process. The allegations by the Philippine side are mere distortion of facts and intended to mislead the public. We sternly warn the Philippine side to immediately stop illegal harassment, smearing and inflammatory propaganda. The CCG will continue to conduct rights-protection and law enforcement operations in waters under China's jurisdiction in accordance with the law, and take all necessary measures to ensure the safety of China's scientific survey operations and uphold peace and stability in the South China Sea.

午後2:21 · 2026年5月8日 · 558件の表示

出典：海警「中国海警局新聞發言人談話」2026年5月7日、https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202605/t20260507_3093.html 及び @Chinaembmanila, May 8, 2026, <https://x.com/Chinaembmanila/status/2052619774438539329> のページを筆者がスクリーンショットしたもの。赤枠と矢印は筆者が追加。両サイトの最終アクセスは、2026年7月14日。

海警による記事配信から時間をおかず、在比大使館が発信していることは、事案発生初期段階で、中国側の解釈に相当する海警報道官の談話を迅速に公表し、中国に有利な認識を構築する狙いがあったと

考えられる。中国による主張発信をめぐり、土屋貴裕は、事案発生 of 初期段階で主張を迅速に公表することにより、係争側の反論や第三者の検証が進むよりも先に論点を設定することで、自らの正当性を主張しやすくなると指摘する¹³。本事例は、海警と在比大使館との連携により、この主張発信の迅速化を試みたものと評価することもできるだろう。

第 2 の事例は、海警ウェブサイトでの発信はみられないものの、在比大使館の X アカウントが、海警から提供を受けたとみられる情報を投稿したものである。それは 2026 年 1 月 14 日の投稿であり、同投稿は、海警船が 1 月 12 日、スカボロー礁の「接続水域」に進入したフィリピン漁船に対し同「水域」からの退去を呼びかけたのち、漁船は退去したとの内容である¹⁴。また、在比大使館の投稿は、海警がスカボロー礁付近の状況を撮影したとみられる動画を同時に掲載している。さらに、同投稿では、海警の活動を「ハラスメント」と批判するフィリピン沿岸警備隊のタリエラ報道官の X での投稿（1 月 13 日）¹⁵を引用しつつ、同報道官に対し、「フィリピンの沿岸警備隊や漁船が 2023 年以降、スカボロー礁の領海に相次いで進入しており、こうした行動が南シナ海の平和を脅かしている」と反論している。

この事例において、在比大使館の X アカウントが、タリエラ報道官の投稿を引用しながら反論を投稿したことが注目される。フィリピンは 2023 年以来、南シナ海における中国側の行動を写真や動画も交えつつ SNS のアカウントや各種メディアを通じて公表する「透明性イニシアティブ」(transparency initiative) と称される対応を採ってきた。同イニシアティブの効果めぐっては、南シナ海問題におけるフィリピンの立場に対する国際的支持を増加させたという評価や¹⁶、中国の活動に対するフィリピン国民向けの啓発につながっているとの見方もある¹⁷。この点を踏まえると、在比大使館の投稿の手法には、フィリピンの透明性イニシアティブに対抗する意図もあるとみられる。また、2025 年 12 月末以降、海警の「維権執法」の欄で配信される記事に英語が併記されるようになったのも、フィリピンの対応が相応の効果を上げたことを受け、対外的な対抗宣伝を強化する必要性が認識された可能性も考えられる。

おわりに

海警をはじめとする中国当局は、海警の活動を正当化し、係争国を非難する情報の発信を強化している。これは海警単独で行われているものではなく、海警法に規定される部門間協力によって実現されたものである。実際、上記の海警報道官の談話や、海警が現場海域で撮影したとみられる動画を在比大使館（外交部）が発信したという事例からは、少なくとも海警と外交部の間で実務的な協力体制が構築されている面もあるということもうかがえる。

上記で紹介した在比大使館の X アカウントによる投稿の閲覧数は、2026 年 7 月 14 日の段階で、海警報道官の談話を転載したものが約 560、イロコイ礁での海警の活動を紹介したもので約 2 万 8,000 である。これは例えば、在比大使館が批判のために引用しているタリエラ報道官の投稿の閲覧数が、同じ日付で約 12 万であることに比べると極めて少ない。しかし、こうした情報発信を継続的に蓄積することで、中国は海洋をめぐる自らの主張を対外的に浸透することを図っていると考えられる。さらに、海警の活動記録が積み上がることはその活動の「合法性」を補強する素材となり¹⁸、ひいては活動の正当性強化に資するものとみられる。

中国は、本稿で取り上げたような海警等の公式見解を迅速に對外発信することに加え、親中的なインフルエンサー等による偽情報や内容に争いのある情報の発信を組み合わせることで、海洋をめぐる中国の主張を一層強固にしていくことを目指すものと考えられる。中国当局の情報発信は、こうした情報の作成と発信における「材料」となり得るだろう。

(2026 年 7 月 14 日 脱稿)

¹ 以下で述べる中国の海上法執行体制の変遷については、特に断りがない限り、後藤洋平「中国海警局と台湾海巡署——兩岸海上法執行機関の実態」『世界の艦船』第 1030 号（2024 年 10 月）141-143 頁に基づく。

² それぞれ、刑事案件の処理手続きを定めた「海警機構の刑事案件事務の手続き規定」（2023 年 5 月）、刑事案件の再審議の手続きを定めた「海警機構の刑事再審議・再審査の手続き規定」（同 12 月）、及び、行政法執行の手続を定めた「海警機構の行政法執行の手続き規定」（2024 年 6 月）が存在する。

³ 国務院新聞辦公室「全国国土規劃綱要（2016-2030 年）」2017 年 2 月 8 日、
http://www.scio.gov.cn/xwfb/gwyxwbgswxwfbh/wqfbh_2284/2017n_8019/2017n02y09r/wjxgzc_8130/202207/t20220715_198844.html。

⁴ 肖天亮主編『戦略学（2020 年修訂）』（国防大学出版社、2020 年）240-242 頁。

⁵ 肖『戦略学（2020 年修訂）』243 頁。

⁶ 海警「維權執法」<https://www.ccg.gov.cn/wqzf/>。最近の記事は、2026 年 6 月 30 日にフィリピンとの間で係争のあるスカボロー礁（中国は「黄岩島」と称し、「島」として中国領土の一部であると主張）周辺での「法執行パトロール」（中国語：執法巡查）を実施したと主張するもの。海警「中国海警位中国黄岩島領海及周辺区域執法巡查」2026 年 6 月 30 日、
https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202606/t20260630_3124.html。

⁷ 「維權執法」の記事欄において、海警が使用する文言の分析については、四元吾郎、崎原透「中国海警局の動向について——『維權執法』を中心として——」『海保大研究報告』第 69 巻第 2 号（2025 年 6 月）も参照。

⁸ 「中国海警局新聞發言人就菲船隻碰瓷我海警船發表談話」『新京報』、2024 年 2 月 11 日、
<https://www.bjnews.com.cn/detail/1707637167129116.html>；土屋貴裕「中国の海洋権益拡張メカニズム 三層構造とデジタル統制の結合」『アジア研究』第 72 巻第 1&2 号（2026 年 6 月）155 頁。

⁹ China Coast Guard, “News,” <https://www.ccg.gov.cn/mhenu/news/>。

¹⁰ 例えば、上記のスカボロー礁でのパトロール活動について、“China Coast Guard patrols Huangyan Dao,” *CGTN*, June 30, 2026, <https://news.cgtn.com/news/2026-06-30/China-Coast-Guard-patrols-Huangyan-Dao-1OonxFzjT30/index.html> や “PLA conducts combat readiness patrols, CCG carries out law-enforcement patrols in the territorial sea and airspace of

Huangyan Dao,” *Global Times*, June 30, 2026, <https://www.globaltimes.cn/page/202606/1364766.shtml> といった記事が配信されている。

¹¹ 法律出版社法規中心編『中華人民共和国国防安全法律法規滙編』（法律出版社、2023 年）226 頁。

¹² 海警「2026 年海上執法工作會議在杭州召開」2026 年 4 月 10 日、

https://www.ccg.gov.cn/tt/202604/t20260410_3040.html

¹³ 土屋「中国の海洋権益拡張メカニズム」155 頁。

¹⁴ @Chinaembmanila, January 14, 2026, <https://x.com/Chinaembmanila/status/2011369456497275047>.

¹⁵ @jaytaryela, January 13, 2026, <https://x.com/jaytaryela/status/2010912956108980683>.

¹⁶ Edcel John A. Ibarra, Aries A. Arugay, “Something Old, Something New: The Philippines’ Transparency Initiative in the South China Sea,” *Perspective*, ISEAS -Yusof Ishak Institute, No.27, April 12, 2024, pp.4–5.

¹⁷ Don McLain Gill, “Demystifying the transparency initiative in the West Philippine Sea amid China’s influence operations against the Marcos Jr. Administration,” *The Pacific Review*, May 2026, <https://doi.org/10.1080/09512748.2026.2668371>, p.12.

¹⁸ 土屋「中国の海洋権益拡張メカニズム」155 頁。

PROFILE

後藤 洋平

地域研究部 中国研究室研究員

専門分野：中国をめぐる安全保障など

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通 : 03-3260-3011

代 表 : 03-3268-3111 (内線 29177)

防衛研究所 Web サイト : www.nids.mod.go.jp